

災害復旧事業における技術提案・交渉方式の適用性に関する一考察

国総研 正会員 ○大野 琢海 国総研 正会員 中洲 啓太 国総研 正会員 光谷 友樹
国総研 正会員 井星 雄貴 国総研 正会員 石本 圭一

1. はじめに

近年、厳しい条件下での事業において、官民の技術者がパートナーシップを組み、事業上流段階から高度なマネジメント業務を行う事業促進PPPや技術提案・交渉方式等の適用が広がっている。しかしながら、災害復旧事業においては、事業促進PPPによって事業上流段階のマネジメント業務の実施体制を確保するのが一般的で、技術提案・交渉方式を適用する例は少ない。

本稿では、災害復旧事業で、事業上流段階のマネジメント業務の実施体制を確保する場合の技術提案・交渉方式の適用性について考察する。

2. 技術提案・交渉方式と事業促進PPPのガイドライン改訂経緯

2014年の品確法改正で技術提案・交渉方式が新たに規定されたことを受けて、翌年、技術提案・交渉方式ガイドラインが策定された。また、2012年の東北震災復興事業への事業促進PPP初導入以降、事業促進PPPの適用事例が増加する中、実施方法や業務内容等を明確化するため、2019年3月に事業促進PPPガイドライン¹⁾が策定された。事業促進PPPガイドラインでは、今後の課題として、大規模工事等で高度な専門性を必要とし調査・設計段階から施工者のノウハウを導入して事業促進を図ることを目的とする技術提案・交渉方式の適用に言及している。これを受けて2020年1月に災害復旧事業への適用を考慮した手続きの効率化及びマネジメント業務の充実化が図られた技術提案・交渉方式ガイドライン²⁾が改訂された。

表-1 ガイドライン改訂経緯

年月	技術提案・交渉方式と事業促進PPPのガイドライン改訂経緯	備考
2012	東北震災復興・復興事業で事業促進PPP初導入	
2014.6	「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、技術提案・交渉方式が新たに規定	
2015.6	技術提案・交渉方式運用ガイドライン策定	
2016.10	淀川大橋床版取替他工事で技術提案・交渉方式初適用	
2017.12	技術提案・交渉方式運用ガイドライン改訂	
2019.3	事業促進PPPガイドライン策定	大規模工事や高度な専門性を必要とする工事への技術提案・交渉方式適用に言及
2020.1	技術提案・交渉方式運用ガイドライン改訂	災害復旧工事への適用を考慮して技術提案・交渉方式の手続きの効率化及びマネジメント業務充実化

3. 事業促進PPPの業務内容

事業促進PPPガイドラインにおいて、事業促進PPPはマネジメント業務を行うものであり、積算、監督、技術審査等の比較的定型的な補助業務を行う発注者支援業務、単純な資料作成を行う資料作成補助業務とは区別されることが示されている。また、事業促進PPPの業務内容は、事業特性に応じて業務項目を取捨選択することになっている。

今回、事業促進PPPの業務実施事例を収集するにあたり、東北地方整備局管内の三陸沿岸道路等の復興道路事業のうち9工区を調査した。東北地整管内の事業促進PPPは、設計コンサル、建設会社、用地コンサル、公益法人等の混成で構成され、それぞれの得意分野が活かされる体制となっている。事業促進PPPの業務実施事例を表-2の事業促進PPPの欄に示す。

4. 技術提案・交渉方式における技術協力業務の内容

技術提案・交渉方式ガイドラインにおいて、発注者、施工者（優先交渉権者）及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、技術協力業務を進めていく考え方が示されている。そして、その業務内容の項目は、「前提条件及び不確定要素の整理」、「優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討」、「追加調査」、「地元及び関係行政機関との協議」、「学識経験者への意見聴取」、「設計の実施」、「工事費用の管理」、「事業工程の管理」、「三者間の協議」の9項目が挙げられている。なお、これらの内容は全てが必須ではなく、工事の特性に応じて必要な内容を実施するとされている。

今回、技術協力業務の実施事例を収集するにあたり、直轄工事において技術提案・交渉方式が適用され、令和元年12月末時点で施工完了または施工中の5工事（表-3）を調査した。技術提案・交渉方式における技術協力業務の実施事例を表-2の技術提案・交渉方式における技術協力業務の欄に示す。技術協力業務の実施内

キーワード 技術提案・交渉方式、事業促進PPP

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地 国土交通省 国土技術政策総合研究所 TEL 029-864-4239

表-2 事業促進 P P P と技術提案・交渉方式における技術協力業務の業務実施事例

項目	事業促進 P P P		技術提案・交渉方式における技術協力業務	
	業務内容	業務の実施事例	業務内容	業務の実施事例
事業全体計画の整理	事業計画案把握・調整、事業全体工程表作成等	・事業全体の懸案、調整事項の整理 ・事業全体工程表の作成 ・事業全体会議、工程会議等調整出席	-	-
設計業務等の指導・調整	設計方針調整、業務工程把握・調整、業務の指導・助言、業務の指示・協議、業務成果内容確認、検査資料確認等	・流域設定資料整理、設計調整、道路設計指導 ・交差点内施工ステップ指導助言、地元要望対応への指導助言 ・現地調査結果内容確認、町・市管理物引渡資料内容確認、設計報告書照査	設計技術協力の実施	・切り直し道路計画、道路規制を伴う作業の施工的知見の助言 ・現道交通への影響を最小化する工法選定に関する助言および資料作成支援
地元・関係機関協議	立入地元説明、地元調整・協議、関係機関調整・協議、協議資料作成等	・地元要望打合せ立会、地権者打合せ立会、懸案箇所説明会立会 ・埠頭使用協議現地確認及び協議説明、支障物移転調査立会及び移転資料内容確認 ・地元、関係機関協議資料作成、内容確認	追加調査	・優先交渉権者が追加ボーリングを提案（実施は発注者） ・コア採取による健全度調査を実施し、構造物の劣化状態を把握
事業管理	事業進捗管理、期間短縮検討、コスト縮減検討、用地取得検討、用地地すべり管理、工事計画検討、情報公開・広報、その他事業推進等	・上部工期短縮検討資料作成、打合せ ・管理用道路コスト縮減検討資料作成、跨道橋コスト縮減計画資料作成 ・用地取得管理図及び借地管理図作成更新、 ・現道活用区間整備計画検討 ・新規発注資料作成 ・H P 管理、広報/パネル更新 ・定例報告資料作成、再評価資料作成	前提条件及び不確定要素	・合同現地調査を実施し、施工ヤード条件、支障物、埋設物等を確認 ・地質調査結果を踏まえた支保パターン、補助工法の検討
			優先交渉権者の技術提案の適用可否検討	・現地調査、協議等の結果に基づき、技術提案適用可否の検討を実施 ・施工ヤード条件を踏まえた詳細検討の結果、技術提案より優位な対策を選定
			学識経験者への意見聴取	・コスト縮減を目的とした工法変更に対する意見聴取 ・優先交渉権者独自技術の適用に対する意見聴取
			事業工程の管理	・規制切り替え回数が減少する施工手順の提案および詳細施工手順の検討を実施 ・不測の事態に備えた設備配置計画を実施
施工管理	施工方針調整、工程把握、工程調整、地元関係行政機関協議、協議資料作成、工事の指導・助言、工事の指示・協議、施工状況確認、管理基準確認、検査資料確認等	・施工計画指導、内容確認 ・軟弱地盤対策現地調査、杭支持層資料整理 ・週間工程会議調整出席、供用工程調整、 ・地元要望対応調整、歩道民地出入口協議説明 ・施工時留意事項等の指導助言、 ・現場進捗状況確認、段階確認立会、出来形確認 ・技術検査立会	工事費用の管理	・基本設計同等品で経済性で優位な材料の提案 ・見積条件書により、不確定要素への対応方針を明確化

赤字：事業促進 P P P と技術協力業務の実施内容が共通する事例

表-3 調査工事一覧

番号	地盤	契約タイプ	工事件名	工事契約年月
①	近畿	設計交渉・施工	国道2号淀川大橋床版取替他工事	H28.10
②	九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧二重峠トンネル(阿蘇工区・大津工区)工事	H29.3
③	北陸	技術協力・施工	国道157号犀川大橋橋梁補修工事	H29.10
④	中国	技術協力・施工	国道2号大橋橋西高架橋工事	R 1.9
⑤	近畿	技術協力・施工	名塩道路城山トンネル工事	H31.3

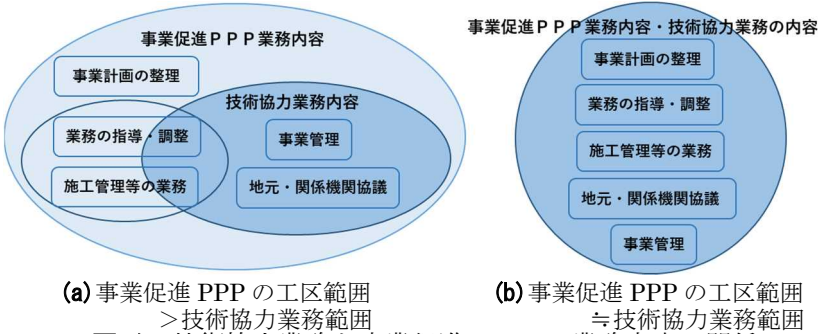


図-1 技術協力業務と事業促進 P P P の業務内容の関係

容は事業促進 P P P の業務内容と共通する点が多いことがわかる。

5. 技術協力業務と事業促進 P P P の業務内容の関係

現時点では、事業促進 P P P の工区内の一工事に技術提案・交渉方式を適用するという考え方が一般的であるが、技術提案・交渉方式ガイドラインの改訂以降、両者の業務内容が類似化し、事業促進 P P P の業務内容は技術協力業務の内容を包括するという状況となった(図-1(a))。仮に技術協力業務の工区と事業促進 P P P の工区の範囲を同じとした場合、技術協力業務と事業促進 P P P の業務内容は同一化し(図-1(b))、工区範囲設定次第では、技術提案・交渉方式と事業促進 P P P のどちらを選択しても同等の適用効果が得られることになる。

6. おわりに

事業促進 P P P と技術提案・交渉方式における技術協力業務の実施状況を比較したところ、両者の業務内容は共通点が多く、災害復旧事業においても、技術提案・交渉方式を適用できる可能性は高い。しかしながら、事業範囲が広域に及ぶ事業ほど施工者の知見を導入すべき対象を明確にしづらく、技術提案・交渉方式を適用しづらい。そのため、橋梁、トンネル、地すべり箇所等、施工者の知見を導入すべき対象を明確にしやすい事業やそれらとの関連性が高い隣接工事を含む事業となるよう、工区設定を工夫することにより、災害復旧事業において技術提案・交渉方式の適用性が広がると考えられる。

参考文献

- 1) 国土交通省：国土交通省直轄の事業促進 P P P に関するガイドライン、平成 31 年 3 月
- 2) 国土交通省：国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン、令和 2 年 1 月